	9	8		7	6	5	4	3	2	1	
法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する	大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	(平成二十年法律第六十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律	厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目次

◎ 労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)(抄)

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 る有期労働契約の内容である労働条件 当該申込みを承諾したものとみなす。 期間 を除く。)とする。 を通算した期間 が満了する日までの間に、 同 一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約 (次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、 当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、 この場合において、 (契約期間を除く。) と同一の労働条件 当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、 (契約期間の始期の (当該労働条件 到来前 当該使用者に対し、現に締結している有期労働 のものを除く。 (契約期間を除く。 以下この条において同じ。)について別段の定めがある部 現に締 契約 結 使用者は 0 してい 契約 の契 期

2 期間 初日 契 は、 約 .該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。 約 |該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の との の契約期間は の契約期間に二分の一 当該二以上の有期労働契約 の直前に満了した 間にこれらの契約期間 通算契約期間に算入しない。 一の有期労働契約の契約期間 を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間) の契約期間を通算した期間。 のいずれにも含まれない期間 (当 該 以下この項において「空白期間」という。 一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間 以下この項におい (これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準 て同じ。 <u>)</u> が 以上であるときは、 一年に満たない場合にあっては、)があり、 当該空白期間 当該空白期間が六月 の間に空白期間 前 に満了し 当該 た有期労働 0) が 契 (当· 八約期間 な 有期労働 いとき T該空白

附 則 (平成二十四年法律第五十六号)

施行期日)

1

'政令で定める日から施行する。 この法律は 公 布の 日 から施行する。 ただし、 第二条並びに次項及び附則第三 一項の 規定は、 公布の 日から起算して一年を超 えない 範 囲 内に お

(経過措置)

2

日 ある労働契約の契約期間は、 を契約期間 第二条の規定による改正後の労働契約法 の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、 同条第一項に規定する通算契約期間には、 (以下「新労働契約法」という。) 第十八条の規定は、 同項ただし書に規定する規定の施 算入しない。 前項ただし書に規定する規定の施行 行 0 日 前 0 日 が 初 日 であ る期 0 間 日 の定 以 後 \mathcal{O}

(検討)

3

政府は、 案しつつ検討を加え、 則第一 項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 新労働契約法第十八条の規定につい て、 その 施行 0 状況

(定年を定める場合の年齢)◎ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(抄)

第八条 ている労働者については、この限りでない。 ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、 事業主がその雇用する労働者の定年 (以下単に 高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事し 「定年」という。)の定めをする場合には、 当該定年は、 六十歳を下回ることができな

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 た雇用を確保するため、 定年 (六十五歳未満のものに限る。 次の各号に掲げる措置 以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定 (以下「高年齢者雇用確保措置」という。) のいずれかを講じなければならない。

当該定年の引上げ

継続雇用制度 (現に雇用している高年齢者が希望するときは、 当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。 以下同 \mathcal{O}

三 当該定年の定めの廃止

2 約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。 と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主をいう。 ってその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、 継続雇用制度には、 事業主が、 特殊関係事業主 (当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該 以下この項において同じ。)との間で、 当該事業主の雇用する高年齢者で 当該契 事業主

3・4 (略)

◎ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄

(年次有給休暇)

働日の有給休暇を与えなければならない。 使用者は、 その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、 継続し、 又は分割した十労

2 間 表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。 いう。)から起算した継続勤務年数一年ごとに、 使用者は、 (最後に一年未満 一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、 0 期 間 を生じたときは、 当該期間 前項の日数に、 \mathcal{O} 初日 雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日 (D) 次の表の上欄に掲げる六箇月経過日 前 日の属する期間において出勤し ただし、 継続勤務 した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期 た日数が全労働日の から起算した継続勤務年数の区分に応じ同 (以 下 八割未満である者に対 「六箇月 経 過 日 لح

ては、

当該初日以後の一

年間においては有給休暇を与えることを要しない。

十労働日	六年以上
八労働日	五年
六労働日	四年
四労働日	三年
二労働日	二年
一労働日	一年
労働日	六箇月経過日から起算した継続勤務年数

- 3 わらず、 て厚生労働省令で定める日数とする。 .て「通常の労働者の週所定労働日数」という。)と当該労働者の一週間の所定労働日数又は 次に掲げる労働者 これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、 週 間 の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間以上の者を除く。)の有給休暇の日数については、 通常の労働者の一 週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数 一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮 前二項の規定にか (第一号にお
- 週以外の期間によつて所定労働日数が定められている労働者については、 週間の所定労働日数が通常の労働者の週所定労働日数に比し相当程度少ないものとして厚生労働省令で定める日数以下の労働 一年間の所定労働日数が、 前号の厚生労働省令で定める日数に一
- 日を加えた日数を一週間の所定労働日数とする労働者の一年間の所定労働日数その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める日数以下の労働
- わらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。 有給休暇を時間を単位として請求したときは、 『者の過半数を代表する者との書面による協定により、 使用者は、 当該事業場に、 労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、 前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、 次に掲げる事項を定めた場合において、 労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労 第 一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が これらの規定にかか
- 一時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
- 時間 を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数 (五日以内に限る。)
- 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 使用者は、 業の正常な運営を妨げる場合においては、 前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。 他の時季にこれを与えることができる。 ただし、 請求された時季に有給休暇を与えることが
- 6 会においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、 使用者は 当該事業場に、 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、 第一項から第三項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定 労働者の過半数で組織 する労働組 合が ない

を与えることができる。 をしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち五日を超える部分については、 前項の規定にかかわらず、 その定めにより有給 休暇

7 る金額又は当該金額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。 により、 ある場合においてはその労働組合、 生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、 るもので定めるところにより、 使用者は、 その期間又はその時間について、 第一項から第三項までの規定による有給休暇の それぞれ、 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定 それぞれ、 平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当す 期間又は第四項の規定による有給休暇の時間につい 労働者の過半数で組織する労働組合が ては、 就業規 萴 その 他こ れ に準ず

法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業し

又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

◎ 船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)

(船員)

8

労働者が業務上負傷し、

た期間は、

第

一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

第 条 この法律に おい · て 「船員」 とは、 日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

2 · 3 (略)

第 一条 この法律におい 7 「海員」 とは、 船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の 報酬を支払われる者をいう。

2 (略)

◎ 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄)

(社会保険労務士の業務)

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

請書、 成する場合における当該電磁的記録を含む。 他 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下 人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、 届出書、報告書 審査請求書、 異議申立書、)をいう。 再審査請求書その他の書類(その作成に代えて電磁的記録 以下同じ。)を作成すること。 「労働社会保険諸法令」という。 電子計算機による情報処理)に基づいて申請書等 の用に供されるものをいう。 (電子的方式、 (行政機関等に 以下同じ。)を作 磁気的方式その 提出 する申

の二~六 (略)

二·三 (略)

2~4 (略

(試験科目の一部の免除)

第十一条 別表第二の中欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げる者に該当する者に対して、それぞれ、その申請に より、その試験を免除する。

別表第一 (第二条関係)

一〜二十の二十三 (略)

二十の二十四 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号。 第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。)

二十一~三十三 (略)

別表第二 (第十一条関係)

八二	_	番号
(略)	労働安全衛生法	免除科目
(略)	2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略)	免除資格者

◎ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 一 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

疾病 の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること

五四 原 因 0 い明らか でない公衆衛生上重大な危害が生じ、 又は生じるおそれがある緊急の事態 への対処に関すること。

労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

七六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。

労働関係の調整に関すること。

人口政策に関すること。

九八 医療の普及及び向上に関すること。

十 医療の指導及び監督に関すること。

+ 医療機関の整備に関すること。

医師及び歯科医師に関すること。

十 二

十三 技士、義肢装具士、 保健師、 助産師、 救急救命士、 看護師、 歯科衛生士、 言語聴覚士その他医療関係者に関すること。 診療放射線技師、 歯科技工士、 臨 床検査技師 理学療法 弌 作業療法 土 視能訓 練 弌 臨 床

十四四 あん摩マッサージ指圧 師 はり り師、 きゅう師及び柔道整復師に関すること。

十五 医薬品、 医薬部外品、 医 療機器その 他衛生用品の研究及び開 発並びに生産、 流通及び消費の増 進、 改善及び調整並 びに化粧 品 0 研 究及び

十六 開発に関すること。 医薬品、 医薬部外品、

化

!粧品、

医療機器その他衛生用品の製造

販売業、

製造

上業、

販 売業、

賃貸業及び修理

業

化

粧

品

にあっ

7

は

研

究及

び開 発に係る部分に限る。)の発達、 改善及び調整に関すること。

十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること (内閣府の所掌に属するものを除

十七の二 がん対策基本法 (平成十八年法律第九十八号) 第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び 推進に関すること。

十七の三 肝炎対策基本法 (平成二十一年法律第九十七号)第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

十八 衛生教育に関すること。

十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

臓器の 移植に関すること。

二十の二 造血幹細胞移植に関すること。

<u>-</u> + -治療方法が 確立していない疾病その他 の特殊の疾病の予 防及び治療に関すること。

原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

栄養士、 管理栄養士、 調理師及び製菓衛生師に関すること。

工学

- 二十四 建築物衛生の改善及び向上に関すること。
- 二十五 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。
- 二十六 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 理容所、 美容所、 興行場、 旅館、 公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。
- 律第百六十四号) 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第二条第一項各号に掲げる営業の発達、 改善及び調整に関すること。 (昭和三十二年法
- 二十九 水道に関すること。
- 三十 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。
- 三十一 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医療機器その他衛生用品の品質、 有効性及び安全性の確保に関すること。
- 三十二(麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。
- 三十三 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
- 三十五 人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、 輸入、 使用その他の取扱 の規制に関 する
- 三十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 三十七 薬剤師に関すること。
- 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること (内閣府の所掌に属するものを除く。
- 加物、 器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ(第十六条第二項において「食品等」という。 販売の用に供する食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) 第四条第一 項、 第二項、 第四項若しくは第五項に規定する食品、 の取締りに関 す 添
- ること(内閣府の所掌に属するものを除く。)。
- 四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるものの にはか、 公衆衛生の向上及び増進に関すること。
- 四十一 労働契約、 賃金の支払、 最低賃金、 労働時間、 休息、 災害補償その他の労働条件に関すること。
- 四十二 労働能率の増進に関すること。
- 四十三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四十四 産業安全(鉱山における保安を除く。)に関すること。
- 労働衛生に 関すること (労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、 鉱山に おける通気及び災害時の 救護に関するこ

を除く。)。

十六 労働基準監督官 「 が 司 法警察員として行う職務に関すること。

四十七 政 分府が 管 掌する労働 者 災害補償保険事業に関すること。

兀 勤労者の 財 産 形成の 促進に関すること。

四十九 中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号) の規定による退職金共済に関すること。

五十 労働者の 保護及び福利厚生に関すること。

五十一 労働金庫 の事業に関すること。

五十二 削除

五十三 労働力需給 0 調整に関すること。

五. 十四四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。

五十五 職業紹介、 労働者の募集、 労働者供 給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。

十六 高年齢者の 雇 用の 確保及び再就職の 促進並びに就業の機会の確保に関すること。

五十七 障害者の 雇 用 の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。

五.

五十八 地域雇用 開 発 促進法 昭 和六十二年法律第二十三号) 第二条第一項に規定する地 域雇用開発に関すること。

六十 雇用管理の改善に関すること。

失業対策その他雇用機会の確保に関すること。

五十九

六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。

六十二 第五十三号から前号までに掲げるも のの いほか、 職 業の安定に関すること。

六十三 公共職業訓練に関すること。

六十四 技能検定に関すること。

六十五 促進 並 職業能・ 一びに労働者 力開発促進法 りの自 発的な職業能力の開発及び向上に関すること (昭和四十四 [年法律第六十四号) 第四条第二項に規定する事業主その他 (他省の所掌に属するものを除く。 の関係者による職業能力の開 発及び向上の

六十六 勤労青少年の福 祉の 増進に関すること。

六十七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。

育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その 他 の労働者の家族問題に関すること。

六十九 短時 間 労 働 者 0 福 祉 (T) 増 進に関すること。

七十 家内労働 者 \bar{o} 福 祉 0 増 進 に関すること。

家族労働問題及び家事使用人に関すること。

七十二 女性労働 者の特性に係る労働問題に関すること。

七十三 労働に関 する女性の 地 位 の向上その他労働に関する女性問題に関すること。

七十四 児童の心身の育成及び発達に関すること。

七十五 児童の保育及び養護並びに虐待の防止に関すること。

七十六 児童の 福 祉のための文化の向上に関すること。

七十八 七十七 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉の増進に関すること。 前三号に掲げるもの のほ か、 児童、 児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

七十九 児童の保健の向上に関すること。

八十 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

八十一 社会福祉に関する事業の発達、 改善及び調整に関すること。

八十二 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること。

八十三 削除

八十四 消費生活協 同組合の事業に関すること。

八十五 社会福祉 士及び介護福祉士に関すること。

八十六 第八十一号、 第八十二号及び前二号に掲げるもの のほ か、 玉 民生活の保護及び指導に関すること。

八十七 障害者の福祉 の増進に関すること。

八十八 障害者の 保健 の向上に関すること。

八十九 精神保 健 福 祉士に関すること。

九 十 老人の福祉の増進に関すること。

九十一 老人の保健の向上に関すること。

九十二 地域における保健及び社会福祉の 向 上及び増進に関すること。

九十三 介護保険事業に関すること。

九十四 健康保険事業に関すること。

九 十 五 船員保険事業に関すること。

九十六 国民健 康 保険事業に関すること。

九十六の二 後期 高 齢 者 医 |療制度に関すること。

九 医療保険制度の調整に関すること。

九 一十八 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。

九 十九 政府が管掌する国民年 金事業に関すること。

百 厚生年金基金 企業年金連合会、 国民年金基金、 国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。

百 。 二 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関すること。

百 金制度の調整に関すること。

百二 社会保険労務士に関すること。

百 引揚援護に関すること。

百四 戦傷病者、 戦没者遺族、 未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。

百五 旧 陸海軍の 残務の整理に関すること。

百六 (口動 態統 計 及び毎月勤労統計調査に関すること。

百七 所掌事務に係る一 般消費者の利益の保護に関すること。

所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

百九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

百十 政令で定める文教研修 !施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

百十 前各号に掲げるもの のほ か、 法律 (法律に基づく命令を含む。)に基づき厚生労働省に属させられた事

2 略

労働政策審議会

第九条 労働政策審議会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

厚生労働大臣 の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、 健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。

前二号に規定する重要事項に関 厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

兀

昭

に関する法律

·企業退職 '和四十七年法律第五十七号) 、 労働基準法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 労働 者 金共済法、 派 (昭和四十六年法律第六十八号)、 (昭和二十二年法律第四十九号) 、 遣事業の 中 適 小 正 企業退職金共済法の な運 労働災害防 営 の確保及び 止団体法 (昭和四十四年法律第八十四号)、 派 労働時 部 障害者の 遣労働者の を改正する法律 (昭和三十九年法律第百十八号)、 '間等の設定の改善に関する特別措置法 雇用の促進等に関する法律 保護等に関する法 (平成十年法律第四十六号)、 律 勤労者財産形成促進法 昭昭 和六十年法 (昭和三十五年法律第百二十三号)、 労働者災害補償保険法 伞 律第 職業安定法 成四年法律第 八十八号) (昭和四十六年法律第九 (昭和二十二年法 九 (昭和二 高年 十号)、 齢 十二年 [者等の 労働安全衛生法 十二号) 律第百四 法 雇 律第 用 の安定等 五十号 + 中

建設労働

者の雇用

等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第九十八号)、 律 律 好 年法律第七十六号)及び家内労働法 \mathcal{O} な雇用の 改善等に関する法律 伞 (平成八年法律第四十五号)、 -成四 機 年法律第六十三号) 会の創出のため 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭 和 0) Ŧī. 雇 + 雇用保険法 看護師等の 用管理の 一年法律第三十三号)、 (昭和四十五年法律第六十号) 改善の 人材 (昭和四十九年法律第百十六号)、職業能力開発促進法、 1確保の促進に関する法律 促進に関する法律 (平成三年法律第七十六号)、 港湾労働法 の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 (平成三年法律第五十七号)、 (昭和六十三年法律第四十号)、 (平成四年法律第八十六号)、 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (昭和四十七年法律第百十三号)、 介護労働者の 中小企業に 勤労青少年福 林業労働 雇 分の おけ 用 祉 管 つる労働 法 確 理 育児休業 保 0) (昭 改善等に関 0) 和四 促 力 進に関 0 十五 確 保及 介護休業 (平成五 はする法 ける法 年法 び 良

2 (略

(定義)

- 0 研 究開 システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的 推進等に関する法律 伞 ·成二十年法律第六十三号) (抄
- 第二条 この法律において 究」という。)又は科学技術に関する開発をいう。 「研究開発」とは、 科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。 以下同じ。)に関する試験若しくは研究 (以下単に 研研
- 2 この法律において 「研究開発等」とは、 研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。
- 3 この法律において「研究開発能力」とは、研究開発等を行う能力をいう。
- 4 興 が (に必要な資源 図られるまでの仕組み全般をいう。 この法律において「研究開発システム」とは、研究開発等の推進のための基盤が整備され、 (以下単に 「科学技術の 振興に必要な資源」という。 が投入されるとともに、 科学技術に関する予算、 研究開発が行われ、 その成果の 人材その他 普及及び 0 科学技術 実用 0 振 化
- 5 役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、 この法律において「イノベーションの創出」 とは、 新商品の開発又は生産、 新役務の開発又は提供、 経済社会の大きな変化を創出することをいう。 商品 0 新たな生産又は 販売の 方式の導入、
- 6 この法律において「大学等」とは、大学及び大学共同利用機関をいう。
- 7 この法律において 「試験研究機関等」とは、 次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。
- に国家行政組織法 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条の二に規定する機関 第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法 (昭和二十二年法律第七十号) 第十六条第二項並び
- 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三 に規定する特別の機関又は当該 機関に置か れ る試験 所 研 究所その
- 三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条 (宮内庁法第十八条第一 項 において準用する場合を含む。) 並びに宮内庁法第十 七条第一項

金びに

他これらに類する

機関

玉]家行政 組 織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、 研究所その他これらに類する機関

- 8 兀 あって、 この法律において「研究開発法人」とは、 定 独立行政法人 研究開発等、 (独立行政法人通則法 研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重 独立行政法人通則法第二条第一項 (平成十一年法律第百三号) 第一 一条第二項に規定する特定独 に規定する独立行政法人 立行政 (以下単に 法人をいう。 「独立行政法人」という。 以下同じ。
- 10 9 この法律において この法律において 「国立大学法人等」とは、 「研究者等」とは、 科学技術に関する研究者及び技術者 国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。 (研究開発の補助を行う人材を含む。) をいう。

(なものとして別表に掲げるものをいう。

- 11 この法律において 「研究公務員」とは、 試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。
- という。 る俸給表 員の採用、 表 び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 別 (次号において「任期付職員俸給表」という。 適用を受ける職員、 《表第七」という。) 職 の職員の給与に関する法律 (次号において 給与及び勤務時 の適用を受ける職員並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表 同 「任期付研究員俸給表」という。 間 頭の規定に基づき同法別表第八医療職俸給表 の特例に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表)の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付 (平成九年法律第六十五号) 第六条第一項又は第二項の規定に基づきこれらの)の適用を受ける職員 (平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給 (一) (次号において「別表第八」という。) の適用を受ける職員及 (第十四条第二項において「任期付研究員俸給表適用職員 $\overline{}$ (次号において「別表第六」 (次号にお 規定に規定す という。 研
- として政令で定める者並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給さ 表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省設置法 れる職員並びに同項 防衛省の職員の給与等に関する法律 の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員、 (昭和二十七年法律第二百六十六号) (昭和二十九年法律第百六十四号) 第三十七条に規定する自衛官のうち 第四条第一項の規定に基づき別表第七に定める額の 同条第二項 の規定に基づき任 期付職員俸給 研 究を行う者
- て政令で定める者 特定独立行政法人に勤務する国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者とし

(労働契約法の特例)

- 第十五条の二 は、 同 单 五 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法 年」とあるの は、 十年」 とする。 (平成十九 年法律第百二十八号) 第十八条第 項 の規 定の 適 用 に 7
- 科学技術に関する研究者又は技術者 (科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。 第三号にお

1 て同じ。)であって研 を締結したもの 究開 発法人又は大学等を設置する者との間 で期間の定めのある労働契約 (以下この条において 「有期労働契 とい

- びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若 設置する者との間で有期労働契約を締結したもの 実用化に係る運営及び管理に係る業務 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関 (専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。) に従事する者であって研究開発法人又は大学等を する開 発又はそれらの成果の普及若しくは 実用化に係る 企画 立 資 金 \mathcal{O} しくは 保 並
- 究開発等」という。 して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化 一者との間で有期労働契約を締結したもの 試験研究機関等 研究開発法人及び大学等以外の者が試験研 の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって当該試験研究機関等、 究機関等、 研究開発法人又は大学等との協定その 研究開発法人及び大学等以外 他の契約によりこれらと共同 (次号において「共同研
- 兀 学等以 門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、 共同研究開発等に係る企画立案、 外の者との間で有期労働契約を締結したもの 資金の 確保並びに知的財産権 の取得及び活用その他 \mathcal{O} 共同 研 究開 発等に係る運営及び管理に 研究開 発法人及び大 係る業務 (専
- 2 労働契約に係る労働契約法第十八条第 で有期労働契約 項第 一号及び第一 (当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。 一号に掲げる者(大学の学生である者を除く。) 一項の規定の適用については、 のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との 当該大学に在学している期間 を締結していた者の同項第 は 同項に規定する通算契約期間 号 ・及び第二号 に算入しな 間 0
- ◎ 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)(抄

(定義)

この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。
- 一 教員 大学の教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。
- 関法人等」という。 教員等 学位授与機構、 教員並びに国立大学法人法 独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センター 0 職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、 (次号及び第六条に お 独立行政法人大学評価 くて 「大学共同利用機
- 兀 任 地方公務員としての教員の任用に際して、 又は国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項 に規定する国立大学法人をいう。 以 下

学法人をいう。 同じ。 別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に引き続き任用される場合又は同一の国立大学法人、大学共同利用機関法人等、 くは学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、)と教員等との労働契約において定められた期間であって、 大学共同 以 下同 . 利 ľ 用 飛機関法 若しくは学校法人(私立学校法 人等、 公立大学法人(地方独立行政法人法 地方公務員である教員が就いていた職若しくは同 (昭和二十四年法律第二百七十号) 当該期間の満了により退職することとなるものをいう。 (平成 十五年法律第百十八号) 第三条に規定する学校法 第六十八条第一 0 地方公共 人をい 項に規定する公立 対団体の 公立大学法人若し . う。 他 の職(特 以下同じ。

、労働契約法の特例

第七条 契約法 第五条第 (平成十九年法律第百二十八号) 第十八条第一項の規定の適用については、 項 (前条に おいて準用する場合を含む。 0) 規定による任期の定め 同項中「五年」とあるのは、 がある労働契約を締結した教員等の 「十年」とする。 当該労働 契約に係る労働

- 2 第十八条第 る労働契約 前 頭の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間 一項の規定の適用については、 (当該労働契約 の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。) 当該大学に在学している期間は、 同項に規定する通算契約期間に算入しない。 を締結していた者の同項の労働契約に 係る労働 0 定 契約 8 \mathcal{O}
- 0 研 究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関 ける

部を改正する法律 (平成二十五年法律第九十九号)

0

第四

条

、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一 部改正に伴う経 過措

新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であって附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

〇 以 下

部施

行

日

لح

いう。 規定する期間 前 に労働契約法 0 定めの ない労働契約の締結の申込みについては、 (平成十九年法律第百二十八号) 第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係 なお従前の例による。 る同 項

新研究開発能力強化法第十五条の二第二項の規定は、)であって労働契約法の一 部を改正する法律 同項の有期労働契約 (平成二十四年法律第五十六号) (当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学してい 附則第

一項ただし書に規定する規定の

施 る期

行

0 間

日

から

を含

2

施

に限る。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置 行日 の前日までの間の日 を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

第五条 なったものに係る同項に規定する期間の 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であって一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期 定めのない 労働契約の 締結の申込みについては、 なお従前の例による 間 が Ŧī. 年を超えることと

限る。 大学教員任)であって労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一 期 法第七条第 一項の 規定は、 同項の 期 間 0 定 \otimes 0) ある労働契約 (当該労働契約の 期 間 「のうちに大学に在学している期 部施行日の 前 日までの 間の日を契約 間 品を含む ŧ

2